

議案第 85 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 11 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建 物

所 在	伊賀市広瀬 540 番地
構造及び面積	伊賀市広瀬小規模集会施設 木造瓦葺平屋建 160.90 平方メートル

2 相手方

伊賀市広瀬 201 番地

広瀬区

代表者 尾上 隆茂